

令和5年度特定(産業別)最低賃金の適用使用者数及び適用労働者数

		適用使用者数 (人)	適用労働者数(人) (年齢、業務等による適用除外 労働者数を除く)	
1	石川県綿紡績、化学繊維紡績、 毛紡績、その他の紡績、染色整理、 網、漁網、網地製造業最低賃金	52	1,963	E110 E1114、E1115、E1116 E1119 E114(E1144・E1145除く) E1151、E1152、E1153
2	石川県金属素形材製品、ボルト・ ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、 その他の金属製品、はん用機械器具、 生産用機械器具、発電用・送電用・ 配電用電気機械器具、産業用電気 機械器具製造業最低賃金	944	24,642	E240、E245(E2453の除く) E248、E249(E2499の一部除く) E25(E251・E2532の一部・E2535除く) E26(E2611の一部・E2621の一部・E2635 の一部除く) E290、E291、E292(E2922の一部除く)
3	石川県自動車・同附属品、 自転車・同部分品製造業最低賃金	64	3,601	E310 E311 E3191
4	石川県電子部品・デバイス・ 電子回路、民生用電気機械器具、 電子応用装置、情報通信機械器具 製造業最低賃金	75	11,346	E28 E290 E293 E296 E30
5	石川県百貨店、総合スーパー最低賃金	23	4,282	I560(561に限る) I561
6	石川県洋食器・刃物・手道具・ 金物類、金属素形材製品、 ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ 等、 その他の金属製品製造業最低賃金	10	97	E24 洋食器・刃物・手工具・金物類 のみ適用